

鏡野町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 鏡野町

事 業 名 : 林業集落排水事業

策 定 日 : 平成 28 年 11 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|------------------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成13年度 (15年) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 非適 (平成30年度に一部適用の予定) |
| 処理区域内人口密度 | 7.1人/ha | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無 |
| 処 理 区 数 | 2(羽出西谷上地区、泉源地区) | | |
| 処 理 場 数 | 2(羽出西谷上地区、泉源地区) | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 集合処理と個別処理を比較して集合処理(2地区の林業集落排水)を採用し、汚水処理の最適化を図った。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | | | |
|---|--|-------|---|---|--------|-------|---|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 1世帯につき基本料金1,620円を徴収し、世帯人員1人につき540円を徴収する。 | | | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 10m ³ までは基本料金1,620円を徴収し、超過料金は1m ³ 当り172円を徴収する。 | | | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | なし | | | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成25年度 | 3,240 | 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成25年度 | 1,955 | 円 |
| | 平成26年度 | 3,240 | 円 | | 平成26年度 | 2,027 | 円 |
| | 平成27年度 | 3,240 | 円 | | 平成27年度 | 2,423 | 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|---|
| 職 員 数 | 7人(うち事務職3人、技術職4人) ※上記は、公共下水道事業、特定環境保全公共事業および農業集落排水事業の職員も含む。 |
| 事業運営組織 | 平成12年4月1日に下水道事業の経営健全化のために組織体制を再編し、水道課と統合して上下水道課となった。(以前は、都市整備課下水道係であった) |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 処理場の運転管理および保安全管理ならびにマンホールポンプの保安全管理を民間委託している。 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし。 |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし。 |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし。 |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし。 |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

| |
|-------------------------------|
| 平成22年度～平成26年度までの経営分析比較表を添付する。 |
|-------------------------------|

2. 経営の基本方針

山村地域の生活環境基盤整備を目的に、林業集落排水事業を実施する。効率的な整備手法や保全および運転管理業務の民間委託を積極的に採用して投資の削減に努めている。財源は、県補助や基準内繰入金を有効活用し、使用者負担額の適正化を図っている。平成27年度末の普及率は0.6%、水洗化率は70.0%である。平成27年8月に町が策定した「鏡野町人口ビジョン」では、本計画の終期である平成37年度の総人口は平成27年度末に対して84.8%程度まで減少すると予測されている。特に本事業は、人口減少率の高い山間部に整備されており事業経営はより厳しさを増すと思われる。今後も一般会計からの繰入が財源の主要なものとなると思われるが、少しでも削減できるよう最大限努力する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

該当なし。

② 収支計画のうち財源についての説明

【目標】収益的収支比率100%

【取組】基準内繰入金を適正化して総収益を向上し、目標年度(平成37年度)の収益的収支比率100%とする計画とした。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

使用料を適切に収入するため、整備済地区に対して水洗化を促進している。また、将来的に一般会計繰入金の負担額を軽減するために定期的な使用料改定に取り組む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 将来、下水道施設の老朽化に伴い改築更新を実施する際、施設のダウンサイジングを検討し、施設規模の最適化を図る。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 該当なし。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 処理場施設および管路施設管理業務の包括的民間委託等の要否について検討予定である。(将来、下水道施設が老朽化した際、限られた職員数で適正に施設管理を継続するため) |
| その他の取組 | 該当なし。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 平成30年度に法適用を行い企業会計方式に移行した後に、発生主義に基づく使用料見直しの要否を検討予定である。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 林業集落排水汚泥(集排バイオマス)の農地還元利用について、全国の先進事例の状況を注視し、本町への導入可否を検討予定である。 |
| その他の取組 | 該当なし。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 処理場施設および管路施設管理業務の包括的民間委託等の要否について検討予定である。(将来、下水道施設が老朽化した際、限られた職員数で適正に施設管理を継続するため) |
| 職員給与費に関する事項 | 鏡野町職員定数適正化計画に準じて取組む予定である。 |
| 動力費に関する事項 | 終末処理場とマンホールポンプ施設の動力費を計上する。 |
| 薬品費に関する事項 | 終末処理場の薬品費を計上する。 |
| 修繕費に関する事項 | 将来、処理場施設や管路施設が老朽化した際、重大事故が発生する前に予防保全的に対策を行うものとし、部分的な劣化箇所に対しては、積極的に修繕を実施する予定である。 |
| 委託費に関する事項 | 将来、処理場施設や管路施設が老朽化した際、重大事故が発生する前に予防保全的に対策を行うために、機能保全計画を立案し、適正な点検調査を実施する予定である。これらの計画策定や点検調査に関する委託費を計上する予定である。 |
| その他の取組 | 該当なし。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 林業集落排水事業は、平成30年度から地方公営企業法適用するため、平成30年度からの経営戦略については、法適用後の会計(企業会計)で見直しを実施する。 |
|---------------------|--|